

# 令和7年度第1回福岡県国民健康保険運営協議会

令和8年1月16日

## 1 開催日時等

日時：令和8年1月16日（金）10:00～12:00

会場：吉塚合同庁舎7階 Y特6会議室

出席委員：13名

## 2 議事

(1) 知事諮問（上田副知事による諮問書の手交）

(2) 諮問事項審議

- ・国民健康保険事業費納付金の算定方法について  
（子ども・子育て支援納付金分）

(3) 報告事項

- ・令和6年度福岡県国民健康保険特別会計の決算状況について
- ・令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について
- ・福岡県国民健康保険運営方針の取組状況について
- ・保険料水準の統一に向けた取組状況等について

(4) その他

## 3 議事要旨

以下のとおり

### ○開会

【県課長補佐】 定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回福岡県国民健康保険運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

私は、審議に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、医療保険課 課長補佐の吉村と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、はじめに、福岡県副知事の上田よりご挨拶申し上げます。

【副知事】 皆様おはようございます。副知事の上田でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただき、感謝申し上げます。また、平素より、国民健康保険の円滑な運営にご尽力いただき、この場をお借

りして厚く御礼申し上げます。

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いことや所得水準が低いといった構造的な課題を抱えており、さらに近年は、被用者保険の適用拡大により、被保険者数の減少が加速するなど、大変厳しい運営状況にございます。

さらに本年4月からは、児童手当の拡充など少子化対策の財源として「子ども・子育て支援金制度」が創設され、医療保険の保険料に上乘せされるほか、6月からは、近年の物価高や医療機関の人手不足等への対応も含めた診療報酬改定が予定されており、被保険者負担への影響が懸念されます。

このような状況において、保険者である県と市町村が連携し、国保制度の安定的運営に向けた努力を続けることが、ますます重要となっております。

県では、令和6年4月に策定した第二期国民健康保険運営方針に基づき、安定的な財政運営、収納率の向上、医療費適正化などに取り組むとともに、将来の保険料水準の統一に向けた検討を進めているところでございます。

本日は、国民健康保険事業費納付金のうち「子ども・子育て支援納付金分」の算定方法等について、ご意見を賜りたいと考えております。後ほど事務局から詳しくご説明いたしますが、県と市町村の間でこれまで協議を重ねてきたものを案としてお示しするので、ご審議いただければと思います。

皆様からの忌憚のないご意見をお伺いできれば幸いです。本日はよろしく願いいたします。

## ○委員紹介、会議の成立報告

**【県課長補佐】** 議事に入る前に、このたび委員の交代がありましたので、ご報告いたします。

保険医・保険薬剤師代表としてご就任いただいております、公益社団法人 福岡県歯科医師会の川端委員が退任され、同会から、松中副会長に就任いただきましたので、ご紹介いたします。

**【松中委員】** 福岡県歯科医師会副会長の松中でございます。どうぞよろしく願いします。

**【県課長補佐】** また、被用者保険等保険者代表としてご就任いただいております、全国健康保険協会 福岡支部の片平委員が退任され、同支部から、兼重支部長にご就任いただきましたので、ご紹介いたします。

**【兼重委員】** 全国健康保険協会福岡支部の兼重でございます。どうぞよろしく願いします。

**【県課長補佐】** 本日も出席の委員の皆様及び事務局職員の紹介につきましては、時間の都合上、お手元配付の出席者名簿・配席図により、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、春日市、水巻町、国保連合会、県健康増進課がWebで、県の関係課として、保健医療介護総務課、薬務課職員が同席しておりますので、お知らせいたします。

続きまして、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日も出席の皆様は、福岡県国民健康保険法施行条例第4条の各号の区分から出席いただいております、15名中13名のご出席となっております。これは、運営協議会規則第3条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本協議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本協議会の公開について、申し上げます。

本協議会は原則公開することとなっております、今のところ、傍聴者2名がおられます。

また、本日の議事の要旨をまとめ、県ホームページに掲載することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、議事に移ってまいります。

本日の議事においては、諮問事項がございますので、上田副知事から柴田会長に諮問書をお渡しします。

柴田会長、上田副知事は、前方に移動をお願いいたします。

( 移 動 )

## ○諮問

**【副知事】** 福岡県国民健康保険運営協議会会長殿。諮問書。福岡県知事 服部誠太郎。国民健康保険法第11条第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する下記の事項について、あらかじめ決定を行う必要がありますので、貴会の意見を求めます。  
記。

1. 国民健康保険事業費納付金の算定に関すること。

どうぞよろしく願いいたします。

( 手 交 )

**【県課長補佐】** 委員の皆様には、ただいま副知事から会長に渡していただいた諮問書のコピーをお配りしますので、しばらくお待ちください。

(諮問書のコピー配付)

## ○司会進行の委任、会長挨拶

【県課長補佐】 それでは、議事に入ってまいります。

ここからの進行につきまして、柴田会長よろしく願いいたします。

【柴田会長】 会長の柴田でございます。委員の皆様におかれましては、年初の非常に多忙なところ、本協議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の運営協議会では、先ほどの知事からの諮問を受け、国民健康保険事業費納付金の算定方法について審議する必要があるがございますので、本協議会としての答申を取りまとめたいと思っております。

福岡県における国民健康保険の運営がより良いものとなるよう、委員の皆様方におかれましては、活発なご議論をお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

## ○議事① 諮問事項審議（納付金の算定方法）

【柴田会長】 それでは議事に入りたいと思います。諮問協議事項の1、「国民健康保険事業費納付金の算定」について、事務局からご説明をお願いいたします。

【県課長補佐】 （資料1-1、1-2、1-3により説明）

【柴田会長】 ご説明どうもありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。ご発言の際には、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【一宮委員】 この制度そのものについては、意見はございません。当初は、子ども・子育て支援納付金を国民健康保険の保険料に上乗せするとは、どういうことなのか分かりませんでした。計算方法などを考えますと、妥当なものだと思えました。

ただ、県民の方の多くが、保険料は高いものと感じていると思いますので、同納付金の趣旨と導入の経緯を分かりやすく県民の方に説明していただかないと、保険料だけが高くなったという印象を抱いてしまうと思います。

我々、医療を提供する側もやりづらくなる、医療機関も経営的に厳しい状況にあります。そこら辺をしっかりと、県民の皆様に分かりやすく広報していく必要があると思います。

【柴田会長】 ご意見どうもありがとうございました。他にどなたかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問等なし)

**【柴田会長】** それでは、特にご異論もないようでございますので、ただいまご説明いただきました国民健康保険事業費納付金の算定につきましては、事務局案に対する修正意見はないということで、資料1-2のとおりとし、本協議会終了後、答申書を提出したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**【柴田会長】** それでは、異議なしということで答申書を提出したいと思います。ありがとうございました。

## ○議事② 報告事項（令和6年度福岡県国民健康保険特別会計の決算状況）

**【柴田会長】** 続きまして、報告事項の1つ目「令和6年度福岡県国民健康保険特別会計の決算状況」について、事務局からご説明をお願いします。

**【県課長補佐】** (資料2-1により説明)

**【柴田会長】** どうもありがとうございました。令和6年度国民健康保険特別会計の決算状況でございます。ご意見、ご質問等はございましたら、挙手で発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(質問等なし)

**【柴田会長】** また、何かございましたら後ほどでもお尋ねいただければと思います。

## ○議事③ 報告事項（令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定）

**【柴田会長】** 続きまして、報告事項の2つ目「令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定」について、事務局からご説明をお願いします。

**【県課長補佐】** (資料2-2により説明)

**【柴田会長】** ありがとうございます。令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果についてのご説明でございました。ただいまの資料2-2の説明に対し、何かご意見、ご質問等ございましたら、挙手でご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【松中委員】 資料8ページの医療費指数反映係数 $\alpha$ について、令和11年度までに0.5にするということですが、最終的には0にする予定がございますか。またそれは大体いつ頃になりそうなのでしょうか。

【県課長補佐】 現在の第二期福岡県国民健康保険運営方針では、令和11年度に $\alpha$ を半分の0.5にまで縮小させるということしか記載しておりません。今後の縮小方針については、現在市町村と協議中であります。協議の過程等につきましては、資料2-4で説明させていただきますが、令和8年度までに縮小方針や保険料水準の統一年度をいつ達成するか等の統一の道筋を記したロードマップを作成することになっていきますので、回答としては検討中ということになります。

【柴田会長】 ありがとうございます。統一に関しては、国の方針があるようでございますので、そこに向けて福岡県としてどのように進めていくのかということは、後ほどご説明いただけるということでございます。

他に何かご質問はございませんでしょうか。

(質問等なし)

【柴田会長】 特にないようでしたら、次の議事に移らせていただきたいと思います。

#### ○議事④ 報告事項（福岡県国民健康保険運営方針の取組状況）

【柴田会長】 続きまして、報告事項の3つ目「福岡県国民健康保険運営方針の取組状況」について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【県課長補佐】 (資料2-3により説明)

【柴田会長】 ありがとうございます。国民健康保険運営方針に掲げられている各事項についての取組状況をご説明いただきました。ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

【秋田委員】 赤字の団体について、赤字の要因は保険料の設定方法によるものなのでしょうか。資料2ページに赤字団体の記載があります。苅田町は普通交付税の不交付団体であるにもかかわらず赤字なのでしょうか。小規模な市町村は保険料を設定した後に、例えば、がんの患者さんが新規で複数人増えると、医療費が急激に増加し、赤字の要因

になるのでしょうか。

そのあたりの要因を把握していますでしょうか。

**【県財政係長】** 赤字の要因ですが、市町村の政策的な判断による保険料の設定によるものが主要因だと思います。県が公表している市町村標準保険料率と実際に市町村が決定した保険料率に乖離が生じている市町村は、赤字になりやすいと思われます。

**【刈茅委員】** 赤字を解消した団体（大野城市・那珂川市・粕屋町・須恵町）の要因を把握されていますでしょうか。

**【県財政係長】** 須恵町は、徴収体制や滞納整理の強化により、保険料収納率が改善したことが一因で、那珂川市と粕屋町は令和3年度から6年度にかけて保険料率を改定したことが赤字の解消につながっているものと考えられます。

**【兼重委員】** 一点はご質問、一点はお願いでございます。質問に関しては、資料10ページの二つ目のポツの審査委員による柔道整復師の面接確認ですが、こちらは年に何回行われたのでしょうか。

お願いに関しては、被保険者に対する医療保険制度の理解の深化に資する取組の強化をお願いしたく存じます。被保険者の方は、医療サービスを受ける受益者である一方、保険料を支払い、制度を支える側にもなります。そのあたりを認識いただくことが、制度の維持に繋がるものと思います。副知事の挨拶にも支える側の人数が減少傾向にあると発言がございましたが、被用者保険も同様でございます。そのような状況下において、加入者の方が自ら考え、自立的に医療を受けていただけるように、制度の理解を深めるための取組の強化をお願いできればと思います。

**【国保連合会】** ご質問の件について、令和6年度は年2回実施しました。

**【奥谷委員】** 資料2ページについて、県は、赤字削減・解消計画に対してどのような助言を行っているのでしょうか。

資料16ページに、新規の透析患者数の推移を記載していますが、トータルでの推移を教えてくださいませんか。

**【県財政係長】** 県が公表している市町村標準保険料率を下回っている団体については、被保険者への影響を考慮しつつ、段階的に当該料率に近づけるよう助言しております。また収納対策も赤字の解消には重要な要素となりますので、こちらの方も助言をしております。

**【県健康増進課】** 県全体の国保加入者の透析患者数の推移は次のとおりです。  
令和4年度：1, 876人、令和5年度：1, 817人、令和6年度：1, 765人

**【柴田会長】** ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(質問等なし)

**【柴田会長】** また何かありましたら後日でも直接事務局にお尋ねいただくということで、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○議事⑤ 報告事項（保険料水準の統一に向けた取組状況等）

**【柴田会長】** それでは、先ほどお尋ねございましたけれども、報告事項の4つ目「保険料水準の統一に向けた取組状況等」について、事務局からご説明をお願いします。

**【県課長】** (資料2-4により説明)

**【柴田会長】** ありがとうございます。保険料水準の統一に向けた取組状況のご説明でございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。

**【藤村委員】** 令和8年度の子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、被保険者の方への周知は必要だと思います。マスコットキャラクターを活用する等して、視覚的に訴えかけるデザインのポスターを作成し、若い世代や子育て世代に対して効果的な周知の仕方をお願いできればと思います。

**【県課長】** 同納付金に関する広報の仕方については、現在検討中でございます。

**【柴田会長】** ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(意見等なし)

**【柴田会長】** それでは以上で、本日本日予定しておりました議事はすべて終了しました。全体を通してのご意見等ございますでしょうか。

(意見等なし)

**【柴田会長】** 今後、また何かお気づきの点等ございましたら、事務局に申し出ていただければと思います。

### ○議事録署名委員指名

**【柴田会長】** 最後に、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。高木委員と久保田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

### ○閉会

**【柴田会長】** では、以上をもちまして終了させていただきますが、本日は非常に円滑に議事が進行しました。また、活発なご意見、ご議論をいただきまして、ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【県課長補佐】** 柴田会長ありがとうございました。本日、審議いただきました「国民健康保険事業費納付金の算定」に関する答申案につきましては、運営協議会の答申として知事に提出することとなります。

この後、11:40頃に、会長から副知事に答申を提出していただきます。それまでしばらく休憩をお願いします。

( 休 憩 )

### ○答申手交式

**【県課長補佐】** お待たせいたしました。それでは、ただいまから運営協議会の答申手交式を行います。

まず初めに、柴田会長から一言いただきたいと思ひます。

**【柴田会長】** 答申書の提出にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当運営協議会では、知事からの諮問を受け、令和8年度以降の国保事業費納付金のうち、子ども・子育て支援納付金に係る算定方式等について、審議を行いました。

その結果、本日、無事に答申の成案を得ることができましたので、答申書を提出いたします。

今後、本答申を踏まえ、適切に納付金を算定いただくとともに、国保財政を安定的に

運営していただくよう、よろしく願いいたします。

**【県課長補佐】** ありがとうございます。

それでは、柴田会長から、知事に対する答申書を上田副知事にご提出いただきます。柴田会長、上田副知事は前方へお進みください。

( 移 動 )

**【会長】** 福岡県知事 服部誠太郎殿。福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田洋三郎。国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）。

当協議会は、令和8年1月16日7医保第1828号により諮問のあった下記の事項について、審議を行ってまいりました。このたび、当運営協議会の答申として成案を得ましたので、別添のとおり提出します。

記。

1. 国民健康保険事業費納付金の算定に関すること。  
どうぞよろしく願いいたします。

( 手 交 )

**【県課長補佐】** ありがとうございます。お席にお戻りください。

それでは、答申を受けまして、副知事から一言ご挨拶をお願いします。

**【副知事】** 柴田会長はじめ、委員の皆様にはおかれましては、答申をまとめていただき、改めて感謝申し上げます。ただ今頂戴いたしました答申の内容を尊重し、来年度以降の納付金の算定を行ってまいります。これからも、福岡県の保健医療行政へのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

**【県課長補佐】** ありがとうございます。

以上をもちまして、令和7年度第1回福岡県国民健康保険運営協議会を終了します。本日はありがとうございました。

— 了 —